

オートマ実行委員会 Presents

W セミナー
司法書士
山本浩司の
automa
system

一刀両断!

改

債権法・相続法

民法大改正

完全解説 全条文付

山本浩司

令和2年4月1日
民法はこうなる!
債権法・相続法

完全解説!

2019年7月15日(月・祝)

「山本浩司のオートマシステム」等累計100万部突破記念!

— 民法改正を一刀両断! —

(注)本レジュメは上記に表紙を掲載しております書籍「一刀両断! 債権法・相続法 民法大改正 完全解説 全条文付」から解説部分をカットし、事例や条文等に絞った講演会用の抜粋内容です。講師による講演とあわせてご利用いただくものとして作成しております。予め、ご了承ください。

無断複写・転載を禁ず

第2章

債権

本章では、債権法における現行民法からの変更を取り上げます。

ここでは、何が変わっていないのかという視点も大事かとも思いますので、やや詳しく、条文に即して解説します。

まず、基本として、債権者は、債務者に履行の強制をすることができます。これは、改正後も当たり前の原則です。

【ご案内】

以降のページは『一刀両断！ 債権法・相続法 民法大改正 完全解説 全条文付』

「第2章 債権 第4節 1 債権譲渡」の内容から更に抜粋しております。

第4節 債権譲渡と債務引受

債権譲渡の仕組みには、かなり大規模な変更があります。

その最大のものは、譲渡制限の意思表示（現行民法の譲渡禁止特約にあたる）を付した債権の譲渡が、譲受人がその意思表示について悪意であり、または重過失があっても有効となったことです。

この場合、改正民法は、債務者が譲受人からの履行請求を拒むことができるというカタチで債務者の保護を図りますが、譲渡自体は、あくまで有効です。

また、債権譲渡と相殺の関係について、現行民法の判例法理を採用したうえで、さらに、相殺のできる場合を広げる改正が行われています。

また、現行民法には債務引受けに係る条文がありませんが、改正民法は、これを新設しました。

各種試験では、債務引受契約の方式や、その効力発生が、とりあえず改正直後の学習範囲になるでしょう。

1 債権譲渡

I 譲渡制限の意思表示

事例 1

甲の乙に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。

債権者の甲が、この債権を丙に譲渡した。

次の場合、債権の譲渡は有効か。

- ① 譲渡制限の意思表示につき、丙が善意であり、かつ、重過失もないとき。
- ② 譲渡制限の意思表示につき、丙が悪意であり、または、重過失があるとき。

改正民法466条（債権の譲渡性）

- 1 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

→1項は、改正ナシ。

事例 2

甲の乙に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。
債権者の甲が、この債権を、悪意・重過失の丙に譲渡した。
丙が、債権譲渡の対抗要件を具備した場合、乙は、丙に弁済をしなければならぬか。

事例 3

甲の乙に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。
債権者の甲が、この債権を、悪意・重過失の丙に譲渡した。
乙は、丙への弁済を拒絶し、また、甲への弁済もしない。丙に打つ手はあるか。

改正民法466条（債権の譲渡性）

3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

→「前項に規定する場合」とは、当事者が譲渡制限の意思表示を付した債権の譲渡があった場合のことである。

→条文末の、その第三者に対抗とは、債務の消滅を対抗できるのである。

4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

→したがって、催告期間を漫然と過ぎた債務者乙は、履行の拒絶ができなくなり、たとえ債権の譲渡人甲に弁済しても、それを乙に対抗できない（乙への債務は消滅しない）こととなる。

事例 4

甲の乙に対する金銭債権に、譲渡制限の意思表示がされている。

債権者の甲が、この債権を、丙に譲渡した。

次の場合、債務者乙は、供託をすることによって、その債務を免れることができるか。

① 譲渡制限の意思表示につき、丙が善意であり、かつ、重過失もないとき。

② 譲渡制限の意思表示につき、丙が悪意であり、または、重過失があるとき。

改正民法466条の2（譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託）

1 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。）の供託所に供託することができる。

→持参債務の場合、供託地は、甲または丙の住所地の供託所である。債権者不確知供託の場合に合わせた制度になっている。

2 前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。

3 第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。

→債権者は丙だから、丙だけが還付することができる。

参考問題 改正民法により解答しよう。

問 甲の乙に対する金銭債権に、譲渡制限の意思表示がされている。債権者の甲が、この債権を、丙に譲渡した。乙の供託について、以下の問に答えよう。

- ① 債務者乙に過失がある場合、乙は供託をすることができない。
 - ② 供託をした乙は、丙に供託通知を発すれば足りる。
-

事例 5

甲の乙に対する金銭債権に、譲渡制限の意思表示がされている。
債権者の甲が、この債権の全部を、悪意・重過失の丙に譲渡した。
甲について破産手続きの開始があった場合、丙は、債務者乙の甲への弁済を防ぐことができるか。

改正民法466条の3

前条第1項に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、譲受人（同項の債権の全額を譲り受けた者であつて、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。）は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定を準用する。

- 条文の冒頭の「前条第1項に想定する場合」とは、「譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたとき」のことである。
- 条文末の「同条第2項」は、「乙が供託通知を甲及び丙に通知すべきこと」、「第3項」は、「丙に限って、供託金を還付できること」をそれぞれ定めている。
- 丙に限って、供託金を還付できるので、甲の債権者は還付請求権を差し押さえることができない。

参考問題

- 問** 甲の乙に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。
債権者の甲が、この債権を、丙に譲渡した。
その後、甲について破産手続きの開始があった場合、次の各々の事案において、丙は、債務者乙に供託をさせることができるか。
- ① 譲渡に係る債権が、動産の引渡請求権である場合。
 - ② 丙が、金銭債権の一部のみを譲り受けた場合。
 - ③ 丙が、譲渡制限の意思表示について、善意でかつ重大な過失もないとき。
 - ④ 確定日付のない証書による通知によって、債務者への債権譲渡の対抗要件を具備したとき。
-

事例 6

甲の乙に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。
悪意・重過失の丙がこれを差し押さえた場合、乙は、丙への支払を拒むことができるか。

改正民法466条の4（譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え）

1 第466条第3項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。

→466条3項の規定とは、債務者が、悪意または重過失の譲受人への履行を拒むことができるなどの規定である。

2 前項の規定にかかわらず、譲受人その他の第三者が譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった場合において、その債権者が同項の債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。

→甲の乙に対する債権を、悪意・重過失ある丙に譲渡した場合（この時点で、債権者は丙である）、丙→乙の債権を差し押さえた丁（丙の一般債権者）に対しては、乙は、その履行を拒絶することができるという意味である。

→もともと、乙は、丙に対して履行を拒絶できたのであり、丙の一般債権者にすぎない丁が、丙より有利な立場に立つことは、まかりならんということである。

事例 7

甲は、乙銀行の預金者である。

- ① 甲がその預金債権を丙に譲渡した。譲渡は有効か。
- ② 甲の債権者丁が、預金債権を差し押さえることができるか。

改正民法466条の5

(預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力)

1 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第466条第2項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。

→譲渡制限の意思表示の内容（譲渡の禁止または制限）をそのまま第三者に対抗することができる。

→通常、預貯金債権の譲渡制限の内容は、これを禁止するものである。

2 前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。

→現行民法と同様、預貯金債権の差押えは可能である。

事例 8

甲は、乙に対する将来債権を丙に譲渡した。

① 丙は、いつ、その債権を取得するのか。

② 将来債権に譲渡制限の意思表示が付された場合、乙は、悪意・重過失の丙への支払いを拒絶することができるか。

改正民法466条の6（将来債権の譲渡性）

1 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。

→将来債権の譲渡をすることができることを明記した。

2 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。

→将来債権の譲渡の効果を示した。

3 前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第466条第3項（譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、前条第1項）の規定を適用する。

→対抗要件具備時までの譲渡制限の意思表示については、本項により、譲受人は悪意とみなされる。

→なお、対抗要件具備の後の譲渡制限の意思表示について、本項は何も述べていない。この場合、譲受人は、当然に善意であり、規定を置く必要がないためである。（将来債権の譲渡→譲渡制限の意思表示の時系列だから、譲渡のときに、譲受人が譲渡制限の意思表示を知っているわけではない）。

Ⅱ 債権譲渡の対抗要件

事例 9

債務者の乙は、甲に対して弁済をした。その後、甲が、その債権を丙に譲渡した場合、異議を留めずに承諾をした乙は、甲に弁済したことを丙に対抗することができるか。

改正民法467条（債権の譲渡の対抗要件）

- 1 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。
→ 1項は、かっこ書きを新設し、将来債権譲渡の対抗要件を明記した。また、「指名債権」を「債権」とした。
- 2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。
→ 2項は、改正ナシ。

事例 10

乙を債務者とする債権を、甲が、丙に譲渡した。その債権譲渡の通知の前に、甲に弁済をした乙は、その弁済したことを丙に対抗することができるか。

改正民法468条（債権の譲渡における債務者の抗弁）

1 債務者は、対抗要件具備時まで譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

→例外なく対抗できる。つまり、異議を留めない承諾の仕組みは削除された。

2 第466条第4項の場合における前項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条第4項の相当の期間を経過した時」とし、第466条の3の場合における同項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条の3の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

→2項は、いつまでに譲渡人に対して生じた事由（弁済などの事由）を、譲受人に対抗できるか、その時点を定めている。これを整理すると以下のとおりである。

① 原則

対抗要件具備時（現行民法では、学習すべきことはこれだけだった）

② 譲渡制限の意思表示に悪意・重過失の譲受人が、債務の履行をしない債務者に譲渡人への履行の催告をしたとき

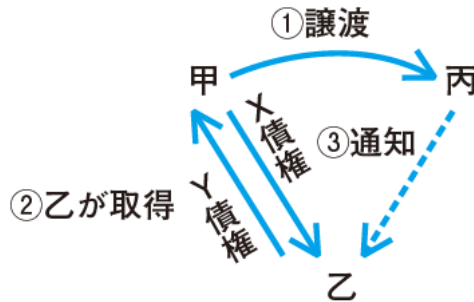
…催告から相当の期間が経過した時（つまり、債務者が、譲受人への履行を拒絶できなくなったとき）

③ 譲渡人に破産手続きの開始決定があり、譲渡制限の意思表示付き債権の譲受人が債務者に供託を請求したとき

…債務者が供託の請求を受けた時（つまり、債務者が、供託せざるをえなくなったとき）

事例 11

乙を債務者とする債権（X債権）を、甲が、丙に譲渡した。その債権譲渡の通知の前に、乙が譲渡人甲への反対債権（Y債権）を取得した。乙は、甲に対する相殺を、譲受人丙に対抗することができるか。



改正民法469条（債権の譲渡における相殺権）

1 債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。

→対抗要件具備時とは、譲渡人が債権譲渡の通知をし、または債務者が承諾をした時のことである。

事例 12

乙を債務者とする貸金債権（X債権）を、甲が、丙に譲渡した。対抗要件具備時より前に、乙は、甲の委託により第三者と保証契約をしていた。その後、対抗要件具備時より後に、乙が保証債務を履行し、甲に対する求償権（Y債権）を取得した。

この場合、乙は、甲に対するY債権を自働債権とする相殺を、譲受人丙に対抗することができるか。

事例 13

乙（注文者）を債務者とする将来の請負代金債権（X債権）を、甲（工務店）が、丙に譲渡した。その対抗要件具備の後に、甲と乙がその請負契約をした。

乙は、その請負契約によって生じた甲への損害賠償請求権（Y債権）によるX債権の相殺を丙に対抗することができるか。

改正民法469条（債権の譲渡における相殺権）

2 債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。

① 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権

② 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権

→1号は、事例12のケース。この場合、X債権とY債権は、別の契約から生じたものでもよい。また、契約外の債権であってもよい。

→2号は、事例13のケース。「前号に掲げるもののほか」とは、「対抗要件具備時の後に債権発生の原因（つまり、契約）があっても」という意味である。この場合、X債権とY債権は、同一の契約から生じたものであることを要する。

3 第466条第4項の場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条第4項の相当の期間を経過した時」とし、第466条の3の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条の3の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

→譲渡制限の意思表示付きの譲渡債権の場合、事例12、事例13の「対抗要件具備時」を「催告から相当期間が経過した時」や「債務者が供託の請求を受けたとき」と読み替えることがあるということを規定している。その趣旨は、改正民法468条2項と同様である。

第5章

相 続

2018年7月6日、民法及び家事事件手続きの一部を改正する法律（平成30年法律第72号）が成立しました。これは、相続法を大きく改正するものでした。

このため、第5章として、相続法改正に関する解説を加筆いたしました。ぜひご活用ください。

【ご案内】

以降のページは『一刀両断！債権法・相続法 民法大改正 完全解説 全条文付』「第5章 相続」の内容から更に抜粋しているため、タイトルの番号などに一部連番でないところがございます。

1 共同相続と対抗要件

事例 1

Xが死亡した。相続人はYおよびZであり、法定相続分は各2分の1である。Xの遺言によりその所有する甲土地をYが相続した。しかし、Zが、甲土地について自己の単独所有とする旨の登記をしたうえで、甲土地をAに売却して、その旨の所有権移転登記をした。

Yは、土地所有権の全部をAに対抗することができるか。

改正民法899条の2（共同相続における権利の承継の対抗要件）

- 1 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

2 共同相続と債権者の権利の行使

改正民法902条の2（相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使）

被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の1人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。

- 「前条の規定による相続分の指定」とは、遺言による相続分の指定のこと。
- 「第900条及び第901条の規定により算定した相続分」とは、法定相続分のこと。

8 特定財産承継遺言について

改正民法1014条（特定財産に関する遺言の執行）

- 1 （略）
- 2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の1人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。
- 3 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。
- 4 前二項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

10 遺留分

改正民法1044条

- 1 贈与は、相続開始前の1年前にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年前の日より前にしたものについても、同様とする。
- 2 (略)
- 3 相続人に対する贈与についての第1項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは「10年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。

改正民法1046条（遺留分侵害額の請求）

- 1 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。
- 2 遺留分侵害額は、第1042条の規定による遺留分から第1号及び第2号に掲げる額を控除し、これに第3号に掲げる額を加算して算定する。
 - ① 遺留分権利者が受けた遺贈又は第903条第1項に規定する贈与の価額
 - ② 第900条から第902条まで、第903条及び第904条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額
 - ③ 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第899条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第3項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

12 配偶者の居住の権利

I 配偶者居住権

事例 8

Xの配偶者Yが、Xの死亡による相続開始の時に、老人福祉施設など、XとYが同居していた甲建物以外の場所に居住していた場合、Yに配偶者居住権を取得させることはできるだろうか。

改正民法1028条（配偶者居住権）

- 1 被相続人の配偶者（以下この章において単に「配偶者」という。）は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下この章において「配偶者居住権」という。）を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。
 - ① 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
 - ② 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。
- 2 居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。
- 3 第903条第4項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。

事例 9

Xの遺言以外の方法で、Yが配偶者居住権を取得することはあるだろうか。

事例 10

甲建物に居住の用に供していなかった部分があった。この場合、配偶者居住権を取得したYは、建物を相続したZの承諾なく、その部分を居住の用に供することができるか。

事例 11

Yが甲建物の配偶者居住権を取得した。

1. Yは、配偶者居住権を譲渡することができるか。
2. Yは、建物所有者のZの承諾なく、甲建物の改築、増築をすることができるか。
3. Yは、建物所有者のZの承諾なく、第三者に甲建物を使用または収益させることができるか。
4. Yは配偶者居住権を登記することができるか。

改正民法1032条（配偶者による使用及び収益）

- 1 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければならない。ただし、従前居住の用に供していなかった部分について、これを居住の用に供することを妨げない。
- 2 配偶者居住権は、譲渡することができない。
- 3 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができない。
- 4 配偶者が第1項又は前項の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができる。

第1031条（配偶者居住権の登記等）

- 1 居住建物の所有者は、配偶者（配偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下この節において同じ。）に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。
- 2 第605条〈不動産賃貸借の対抗力〉の規定は配偶者居住権について、第605条の4〈不動産の賃借人による妨害の停止の請求等〉の規定は配偶者居住権の設定の登記を備えた場合について準用する。



249-6900-1098-19